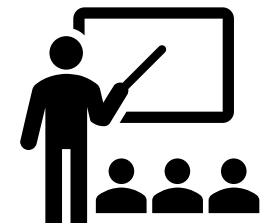


# 不動産の生前寄附・遺贈寄附 ご案内

～次世代につなぐ、あなたの思い～

次世代を担う人々の子育て・教育等への支援

文化財的価値・まちなみ保存への支援



静岡市  
(社会共有資産利活用推進課)



**不動産の生前寄附・遺贈寄附  
相談・お問い合わせ窓口**

静岡市役所 新館 12階  
社会共有資産利活用推進課 資産活用第2係  
☎054-221-1181  
✉[asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp](mailto:asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp)

はじめに

---

**静岡市は**

**「未来の子どもたちが幸せに暮らしてほしい」**

**「未来にこの美しいまちなみを残しておきたい」**

**このような皆さまの思いに応えるための**

**全国でも前例のない取組による**

**不動産の寄附を受け付けていきます**

**皆さまの思いを次の世代につなぎませんか**

# はじめに

静岡市の「子育て・教育への支援」をお考えの方へ

静岡市は たくさんの自然に恵まれています

一方で 利便性が高い地域は人気があり

「不動産が高くて住めない！」といったお声も聞かれます

皆さまから寄附された不動産を 子育て世帯の住まいなどに  
活用することで 誰もが安心して過ごせるまちにしていきます

寄附された不動産を市が改修し...



子育て世帯等への貸付

などへ活用していきます p2

# はじめに

静岡市の「文化財的価値・まちなみ保存」への支援をお考えの方へ

静岡市は 悠久の歴史や文化を感じることができる  
不動産や景観がたくさんあります

一方で、それら不動産の管理に負担を感じ、  
解体してしまう事態が発生しています

皆さまから寄附された不動産を 市が保存し

活用することで 誰もが安心して過ごせるまちにしていきます

寄附された不動産を市が改修し...



古民家物件として貸付



地域の交流の場の整備



※愛媛県大洲市のまちなみ（HPから引用）  
古きよき景観の保存

などへ活用していきます p3

# 1 不動産寄附の受入フロー

不動産寄附の希望者  

ステップ1 相談・問い合わせ



**静岡市**

(社会共有資産利活用推進課)

受入不可

ステップ2 不動産の調査



**住宅・建築・文化財担当による調査**

(書面・実地調査)

ステップ3 不動産の評価



**静岡市寄附不動産評価会**

**次世代を担う人々の  
子育て・教育等への支援**  
ひとり親家庭や子育て世帯へ貸し出し 等



**文化財的価値・まちなみ  
保存への支援**  
文化財や地域活性化に関心をもつ若者へ  
貸し出し 等

## 2 不動産寄附のポイント①



**寄附された不動産は、市が活用したり、市民の方々へ居住用として貸し出すことを想定しています。**

**!** 必ず、次のページの基準にあてはまる不動産か、ご確認ください。

受入れできない不動産の例

他者の使用权や抵当権が残っている不動産



急傾斜地



**遺贈寄附の場合は、「遺言書」の作成が必要になります。**

**!** 遺贈や遺言書に関するご相談について、市は以下の団体と連携協定を結んでいますので、希望される方へご案内します。

○一般社団法人 日本承継寄付協会（法人所在地：東京都文京区）

○静岡信用金庫（法人所在地：静岡市葵区）

⇒遺贈の相談や、司法書士、弁護士などの遺言書作成の専門家の紹介に対応します。

## 2 不動産寄附のポイント②



お受けする不動産の基準は、以下をご参照ください。

⚠️ 「子育て・教育」と「文化財・まちなみ保存」で着眼点が異なります

【全体基準】 ※以下の全ての基準を満たすもの

- 他者の使用权や抵当権のないもの
- 接道義務を満たしているもの
- 土地の境界で隣地所有者による確認がとれているもの
- 管理等により発生する「行政コスト(費用)」よりも、生み出される「社会的価値」又は「金銭的価値」が大きいもの  
(急傾斜地や災害の恐れがある場所の物件は、受入れの対象となりません)
- 遺贈寄附においては、遺留分権利者となる者の承認を得ているもの

【個別の着眼点】 ※以下のいずれかを満たすもの

次世代を担う人々の子育て・教育等への支援に活用できるもの

文化財的価値・まちなみ保存への支援

- 以下のいずれかの基準を満たすもの
  - ・静岡市の歴史的景観に寄与しているもの
  - ・造形の規範となっているもの
  - ・再現することが容易でないもの
- 旧東海道二峠六宿周辺等の建造物のうち、歴史的まちなみの面影を残すもの、又は再現したもの
- その他市長が必要と認めるもの

# 3 不動産寄附までの3つのステップ

## ステップ1 相談・問い合わせ

不動産寄附をご希望の方は、まず、  
(静岡市 社会共有資産利活用推進課)

☎ 054-221-1181

✉ [asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp](mailto:asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp)

にご相談・お問い合わせください。お話の内容によっては、市役所の担当窓口または、オンラインで内容をお聞きすることがあります。

**ご相談・お問い合わせの際は、以下の項目について、主にお教えください。**

- 不動産の所在地
- 不動産の面積
- 不動産の状態（現在自身が住んでいる、すでに空き家となっている など）
- 隣地との境界の状態（コンクリート塀などで境界が明らかである など）
- 不動産の寄附は、生前に行うか、遺贈により行うか

# 3 不動産寄附までの3つのステップ

## ステップ2 不動産の調査

「相談・問い合わせ」を経て、より詳細な不動産の状況を調査する必要がある場合には、市役所の担当から寄附希望者に連絡をします。

建築部門や文化財部門の職員 および 市の委託する業者が、実地調査も含めた、寄附を希望される不動産の調査を行います。

## ステップ3 不動産の評価

ステップ1・ステップ2を経て、皆さまが寄附を希望される不動産の詳細が確認できたら、寄附受入れの市の最終決定機関である「**静岡市寄附不動産評価会**」にて、判断を行います。

本評価会にて、市が管理等により発生する「行政コスト（費用）」よりも、寄附受入れにより生み出される「社会的価値」が大きいと判断されれば、皆さまからの寄附をお受けしていきます